

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

霧島市長 中重 真一

市町村名 (市町村コード)	霧島市 (46218)
地域名 (地域内農業集落名)	福山A地区 (福山)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月3日 (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地区の農用地は国道220号と牧之原(福山福地福沢)間の急傾斜地帯にあり、錦江湾沿いの温暖な気候と傾斜を利用した日当たりのよさで、古くから果樹園芸が行われている。これまで棚田保全整備事業、県営ふるさと農道整備事業、過疎基幹農道整備事業、樹園地農道整備事業等により整備してきた。現在の主な担い手は畜産農家であり、飼料作物等の作付けを行う圃場を集積・集約することで、効率的な経営に資する。

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後は農地としての有効利用を推進しながら、荒廃が進まないよう後継者や担い手を確保し、維持管理に取り組み、生産基盤を推進する。担い手の数も減少することが見込まれているため、入り作や新規就農に期待しつつ、担い手がカバーしきれない農地については粗放的な利用も検討し、つないでいくべき優良農地を守るための取り組みも並行して行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	69 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	68 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として、農業振興地域内の農用地を、農業上の利用が行われる農用地等の区域として設定する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
認定農家を中心とした経営体に集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手に集積するためにも、中間管理機構の活用を進め、効率的な農地利用のあり方を目指す。
(3)基盤整備事業への取組方針
事業の活用を柔軟に検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在のところ活用見込みはない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

・鳥獣被害防止のために猟友会との連携など防止対策を推進する。